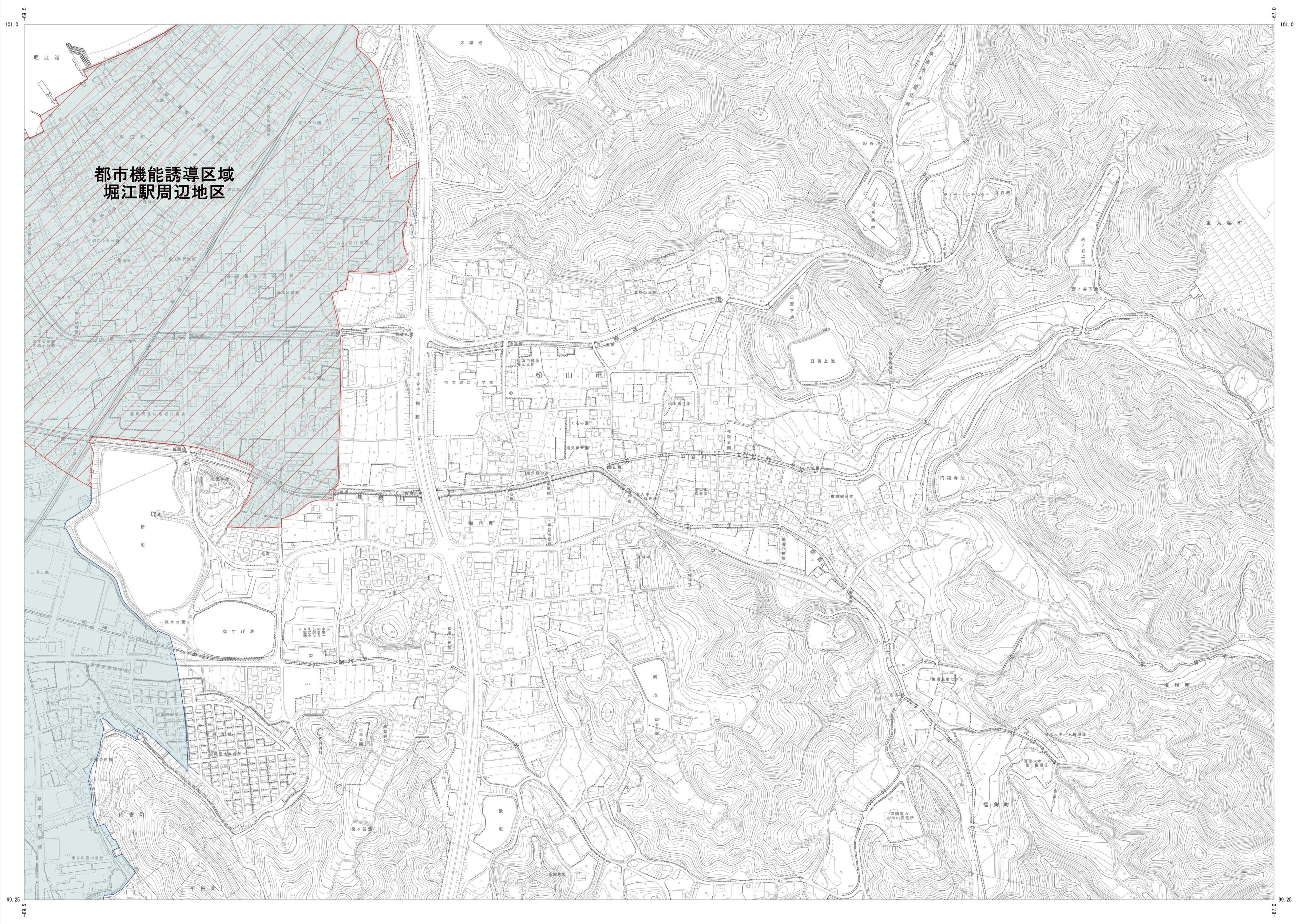




	F4	F5
G3	G4	G5
H3	H4	H5

凡 例

都市機能誘導区域

居住誘導区域

誘導施設

〔都心地区〕
医療施設
(地域医療支援病院)
・医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター
・松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)に規定される総合福祉センター

商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類(総務省：H25.10改訂)の小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「肉類小売業」
584「鮮魚小売業」

商業施設 (温浴施設)
・松山市温浴温泉事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第1号)に規定される公営浴場

教育施設 (大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設 (図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第1条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔その他地区〕
商業施設 (スーパー・百貨店等)
・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
□ 日本標準産業分類(総務省：H25.10改訂)の小分類のうち、
561「百貨店、総合スーパー」
569「その他の各種商品小売業」
581「各種食料品小売業」
582「野菜・果実小売業」
583「肉類小売業」
584「鮮魚小売業」

教育施設 (大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学
・ " 第134条に規定される専修学校
・ " 第134条に規定される各種学校

文化施設 (図書館・美術館・博物館等)
・図書館法第1条第1項に規定される図書館
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設 (ホール)
・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

〔誘導区域と災害ハザード〕
・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
・災害ハザードの詳細は、「改訂版まつやま防災マップ」、「まつやま内水ハザードマップ」、変換用HPなどでご確認ください。